

○総務省告示第四百四十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

[I ・ II 略]

別表第 1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	22.5	1000
	1000	
公立学校共済組合	24.7	1000
	15.9	
	1000	
警察共済組合	16.9	1000
	1000	
東京都職員共済組合	14.1	1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	11.0	1000
都市職員共済組合		

[I ・ II 同左]

別表第 1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	25.7	1000
	1000	
公立学校共済組合	29.0	1000
	16.3	
	1000	
警察共済組合	20.1	1000
	1000	
東京都職員共済組合	18.6	1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	12.1	1000
都市職員共済組合		

--	--

別表第2 経過の長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過の長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	0.8	1000
公立学校共済組合	義務教育職員	2.2
	1000	
	その他教職員	1.6
	1000	1000
警察共済組合	1.2	1000
東京都職員共済組合	1.3	1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	1.1	1000
都市職員共済組合		

--	--

別表第2 経過の長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過の長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	0.8	1000
公立学校共済組合	義務教育職員	2.2
	1000	
	その他教職員	1.8
	1000	1000
警察共済組合	1.2	1000
東京都職員共済組合	1.5	1000
指定都市職員共済組合		
市町村職員共済組合	1.1	1000
都市職員共済組合		

備考 表中の「」の記載は注記である。